

新

地方公共団体
弁護士活用術

第1回

江戸川区総務部納税課特別整理係長

淡路 公機



江戸川区の債権管理に関する 取り組みと弁護士の活用

1 はじめに

近年、「学校給食費」や「保育料」等の未納問題が社会的にクローズアップされ、自治体における債権管理のあり方に関心が集まっている。また、各自治体の監査報告書の中でも、債権の管理・回収の不十分性が指摘されている例が相当数見られるようになってきた。地方分権改革が推進される中で、財政の健全化が自治体運営の最重要課題となつてい

江戸川区においても、平成16年2月に本区

監査委員により各種貸付金の返還金等の私債権の収入未済額が著しく増加しており、それに対する対応策を早急に策定するよう指摘された。これをうけて同年12月に「江戸川区収納対策委員会」を発足させ、各種債権の「徴収の強化」と「債権管理の効率化」に向けた対策を全庁的な合意形成を図りながら現在推進しているところである。

本稿では、この債権管理に関する本区の流れまでの取り組みと、その中で弁護士から何を学び、どのような関わりを持ってきたのかについて紹介していくこととする。

2 債権管理の現状とその適正化に向けた取り組み

(1) 行財政改革の推進と債権管理の現状

本区においては、バブル崩壊後の激変する社会経済状況の中にあつた平成13年に「健全財政推進本部」を設置し、厳しい財政状況を乗り切るための抜本的な行財政改革に取り組んできたことにより財政状況は著しく改善されてきた。しかし、都区財政制度の改正、国の三位一体改革による補助金の見直しや税制改正、少子・高齢化にともなう行政需要の増大等により、今後の区財政の先行きは決して楽観できるものではなく、より一層の財政健全化に向けた努力が必要とされているところである。

こうした中で、平成16年2月に「平成15年度事務事業監査結果の報告」が公表された。同監査結果は、監査の着眼点の一つとして歳入の確保、滞納整理、不納欠損処理等に焦点をあて、特に区の各種貸付金等の私債権の管理に関する現状と問題点について次のような指摘がなされた。

①収入未済が著しい増加傾向を示しており、平成14年度は20億円を超え、平成10年度の2倍強となっており、今後、その傾向が続くと予想されること。

②昭和50年前後に収入調定したものがあがるが未処理となっている等、古い債権が少なからず滞留していること。

③すでに消滅時効が完成している債権が数千万円にのぼっているが、未だ未処理のままとなっていること。

④自治法の規定に基づき、担保権の実行、訴訟、強制執行等の実施がこれまで行われた事実がないこと。

また、監査委員の総括意見として、債権の管理について全庁的な共通認識を図り、収入の確保に向けた努力と責任を明確にするよう付記されていた。

(2) 債権管理の適正化に向けた取り組み

こうした「監査結果」の指摘を受け、区における債権の適正な管理と徴収の強化を図つ

ていくために、平成16年12月、「江戸川区収納対策委員会（以下、「委員会」という。）が発足することとなった。総務部長を座長とし、構成メンバーは債権を管理する担当課長、関係長級職員が作業部会のメンバーとして配置された。ちなみに、筆者は同委員会の事務局を担当している。

委員会においては、公債権、私債権を含む多様な債権について多くの議論が交わされたが、最も重要な議論の中心となったのは「監査結果」の指摘にもあつたように、私債権の適切な管理と徴収の強化をいかに実施していくのかにあつた。本区における各種貸付金等の私債権は15課24係25種類ほどになっているが、各種貸付金はそれぞれに独自の条例を定めており、それぞれに政策的には異なっている。また、その管理方法についても特に統一的なルールを定めている訳ではなくその運用は各主管課に任せられているのが現状である。委員会の議論としては、「収入未済」が増大している原因については、それぞれの担当課における個別的な要因によるところが大きいとしながらも、①貸付の業務が主たる業務であり、貸付金の回収までは手が回らないこと、②債権管理に関する法律上の知識やノウハウが少ないこと、③4～5年で担当職員が異動するということもあり「不良債権」が長期間手付かずのままの状態になっているものがあること、④貸付を行った後の債権管

理、特に「債務不履行」が発生した後の対応に十分な対策が取られていないこと等が共通した問題点として指摘された。

委員会では、これらの問題点を克服していくために、債権管理に関して全庁的に統一した対応をとれるようにすること、住民に対する「公平性」が確保されることを基本として、具体的には次の三点を当面の対応策として実施することとした。

①私債権の管理及び徴収に関する職員研修を実施する。

②総務部納税課に「私債権担当部門」を設置し、強制執行案件等の受託、各主管課との連絡・調整を行う。

③「江戸川区の私債権の管理に関する条例（以下、「債権管理条例」という。）の制定及び「債権管理マニュアル」の策定を行う。

3 債権管理に関する職員研修の実施について

自治法上、自治体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取り立てに関して必要な措置を取らなければならない（自治法240条）とされており、さらにその施行令においては督促（171条）、強制執行等（171条の2）、履行期限の繰り上げ（171条の3）、債権の申し出（171条の4）、敷

収停止（171条の5）、履行期限の特約（171条の6）、免除（171条の7）等の規定を定めている。しかし、同法、同施行令は債権管理の大綱を示しているにとどまり、

（表1）私債権の徴収及び強制執行等の実施に関する研修カリキュラム

	講義内容
第1講目	自治法上の債権管理規定（督促、強制執行、徴収停止、免除等）
第2講目	法的手続き前の措置（納入の通知、内容証明郵便等による催告、納付交渉等）
第3講目	支払督促手続（意義、特徴、手続きの概要、支払督促を選択すべき条件等）
第4講目	少額訴訟、調停、仲裁、通常訴訟（それぞれの意義、特徴、手続き等）
第5講目	強制執行手続Ⅰ（総論、債務名義、執行文の付与、送達証明等）
第6講目	強制執行手続Ⅱ（不動産執行、強制競売、強制管理等）
第7講目	強制執行手続Ⅲ（債権執行、動産執行、担保権の実行、財産開示手続等）
第8講目	破産手続、民事再生手続、保全処分（仮差押え、仮処分）等
第9講目	ケーススタディⅠ（契約書、期限の利益の喪失条項、担保・保証人等）
第10講目	ケーススタディⅡ（台帳・ファイルの管理、履行遅滞に陥った時の措置等）

民法・商法等の適用をうける私債権の管理を行うための諸規定が十分に盛り込まれているとはいえない。

自治体が管理する債権のうち、私債権の管理・回収業務を適法かつ合理的に行っていくためには自治法・同施行令などの公法上の規定のみならず、民法・商法などの私法上の規定についても正確な知識とノウハウを有していることが必要である。しかし、本区においてはこうした私法関係に類する業務を専門に扱う部署があるわけではなく、また一般の職員にとっても比較的なじみのうすい分野であり、通常業務の中でその知識やノウハウを習得するのは非常に困難な状況にある。こうした事情から、これまで以上に債権管理の効率化を図っていくためには、債権を管理する担当職員の民事関係の法律に関する知識やノウハウの習得を図るための対策を講じる必要があった。そのための対応策として、「私債権の徴収及び強制執行等の実施に関する研修」を実施する運びとなった訳であるが、それによってどのような内容・方法で実施するのかについては法律の専門家の力を借りる必要があった。このことが、我々が弁護士を必要とした第一の理由である。

職員研修の具体的な企画・立案・実施については、「東京弁護士会・業務改革委員（委員長 須田徹弁護士（当時）」の全面的な協力を得て実現することとなったが、その具

体的なカリキュラムについては（表1）に示すとおりである。平成17年9月に第1回目を実施し、平成19年度で3回目を実施し終えたところであるが、講師をお願いした弁護士からは、毎回、丁寧なレジュメと豊富な資料を提供していただき、極めて実践的で内容の深い研修を実施することができた。10単位の構成で延べ5日間というハードスケジュールにもかかわらず、毎回40名程度の債権を管理している係長級職員及び担当職員が参加したが、相当なスキルアップが図られたものと確信している。

この研修は、他の自治体でも実施され始め、東京特別区の職員研修にも取り上げていただいた。各区の職員に研修への参加者を募集したところ、定員を大幅に上回る参加希望者があったとのことである。こうした取り組みは、今後多くの自治体にも十分受け入れられる内容のものであると考えている。

なお、これらについては、本誌「自治体法務研究2006秋」に、本研修の実施にご尽力いただいた倉田大介弁護士の論考が掲載されているので参考にされたい。

4 債権管理条例の制定について

（1）条例制定の必要性について

自治法上、自治体が管理する債権は金銭債

権だけであり、公法上の理由に基づいて発生する債権（以下「公債権」という。）と私法上の原因に基づいて発生する債権（以下「私債権」という。）とを問わない。公債権は、地方税の滞納処分等の例により強制徴収できるもの（自治法231条の3第3項。以下「強制徴収公債権」という。）と、滞納処分等の例によることができないもの（以下「非強制徴収公債権」という。）とに区分することができる。したがって、自治体が管理する債権は、①強制徴収公債権、②非強制徴収公債権、③私債権の三つに区分できるが、自治法及び同施行令はこれら3種類の債権を基本的に同一の規律のもとにおいているために、その適用関係が非常に複雑なものになっている（表2参照）。

また、同法、同施行令は、督促や法的手続きの実行による迅速かつ的確な債権回収を求める一方、徴収停止、履行期限の延期、債務免除についてはその要件を厳格に規定している。そのために現実に即した柔軟な対応が取りにくく、実際には回収できる見込みのない債務者に対しても、ひたすらに督促を続けるなどして債権管理を継続しているというのが実情である。しかも、私債権においては、時効が完成しても債務者が援用しなければ債権は消滅しない。多額の私債権が未処理のまま滞留せざるを得ない一つの原因がここにある。

以上の問題を解消し、債権管理の効率化を図っていくためには、自治法・同施行令の不十分な点を補い、職務を執行する上で使いやすい新たな条例を制定する必要があると判断した。そのためには、自治法、同施行令の債権管理に関する諸規定、並びに民事関係の債権管理に関する諸規定を十分調査・研究したうえで作業を進める必要があるが、この点においても法律の専門家のアドバイスを必要とした。紙数の関係で債権管理条例の全文を掲載することはできない（条例全文については、江戸川区HP参照。）ため、以下にその特徴点を述べることにするが、これらも前記「弁護士会」に依頼した「条例制定に関する法令調査報告書」を参考として作成したものである。

(2) 債権管理条例の特徴について

本区における債権管理条例の特徴は、大別すると次の三点に要約することができる。第1は、本条例の対象となる債権を「私法上の原因によって発生する債権」に限定したこと、第2は、強制執行及び和解の実施等に当たっては500万円以下の債権は「長の専決処分」によることができるとの規定を盛り込んだこと、第3は、「債権放棄」の項目を新設し、その基準を明確化したことである。

① 条例の適用となる債権を「私法上の原因に基づく債権」としたことについて

(表2) 自治法 施行令 民法の適用関係

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
納入の通知	法 231	法 231	法 231
督促	法 231 の 3 I	法 231 の 3 I	令 171
手数料・延滞金	法 231 の 3 II	法 231 の 3 II	民法
送達・公示送達	法 231 の 3 IV	法 231 の 3 IV	民法
徴収停止	地方税法等	令 171 条の 5	令 171 条の 5
履行延期	地方税法等	令 171 条の 6 I	令 171 条の 6 I
免除	地方税法等	令 171 条の 7 I	令 171 条の 7 I
強制執行等	地方税法等	令 171 条の 2	令 171 条の 2
履行期限の繰上げ	地方税法等	令 171 条の 3	令 171 条の 3
債権の申し出等	地方税法等	令 171 条の 4	令 171 条の 4
時効期間の特則	法 236 I	法 236 I	民法
時効援用・放棄	法 236 II	法 236 II	民法
時効中断の絶対効	法 236 IV	法 236 IV	法 236 IV

前述したように、債権管理に関する自治法の規定は、その適用関係が複雑で分かりにくいものになっている。例えば、「督促」という同一内容の事項については法231条の3第1項と施行令171条の二つの規定があること、法236条第1項は時効期間を5年と定め、司条2頁こぼれてそり追討的ふカリト

認めているが私債権には適用がないこと、また、同条4項においては時効中断の効力について民法153条の適用を排除し、公債権、私債権の双方に適用があるとしていること等である。

こうした問題点を解消し、条例をシンプルで使いやすいようにするために、その適用範囲を私債権に限定することとした。強制徴収公債権は、地方税法の滞納処分の例により処分することになっているので、ことさら条例に盛り込む必要性はない。また、非強制徴収公債権は現行の規定で処理することとし、仮に未済債権が滞留する事情が生じたとしても同債権は5年で絶対的に消滅する。以上が本条例の規定対象を私債権に限定した理由であるが、こうした場合、何が公債権であり私債権であるかの区分が非常に重要になってくる。

これらについては、後述するように条例制定後に実務の手引書として策定した「債権管理マニュアル」の中で明示することとした。

② 「専決処分」について

自治法、施行令等を的確に運用していくと、履行期限の特約、和解、調停、訴訟提起などが頻繁に行われることになる。ところで、自治体を当事者とする訴えの提起、和解、調停を行うには議会の議決が必要である（自治法96条1項12号）。しかし、本区における貸付金等の私債権は25種類を数え、その件

数も数千件を超える膨大な数にのぼっており、これをそのつど議会に諮るとなると効率的な事務処理を行うことは難しい。そこで、本区においては、法務事務の迅速化と債権管理の効率化に資する主旨で平成16年3月、訴えの提起、和解及び損害賠償額の決定に関する目的物の価額が500万円以下であれば「専決処分」できる旨の議会の議決があったので、その内容を条例に盛り込み債権管理に関する規定を総覧できる形に整えることとした。

③ 「債権放棄」について

債権を消滅させる方法としては、施行令171条の7に定める「免除」の規定があるが、同条は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限から10年を経過してもなお無資力状態が継続し弁済の見込みがないときなどに限られている。この条項は、要件が非常に厳しく規定されており、該当する債権は限られたものにならざるを得ず、少なくとも本区においては適用できる債権はほとんどない。債権を消滅させるもう一つの方法として、議会の議決を経て行う権利の放棄がある（自治法96条1項10号）。放棄の議決をするための特別の要件は定められていないが、議会が常時開催されているわけではなく、「専決処分の項」で述べたように大量の債権をそのつど議会に諮るとなると事務

の効率性という面からも問題が多い。他に、時効による債権の消滅があるが、これは私債権については自治法236条の適用がなく、債務者が時効の援用をしない限り債権は消滅しない。以上のように、現行の自治法及び施行令の規定は債権の欠損処理を行う上での制約が極めて多い。

ところで、本区において収入未済となっている債権のなかには、すでに破産・倒産となっている者、著しい生活困窮に陥っている者、行方不明の者等が多数存在しており債権の事務処理に大きな困難をきたしているという現実がある。そこで、債権の欠損処理を効率的に実施するために、「条例に特別の定めがある場合」には議会の議決を要しないとしている自治法96条1項10号を活用し「債権放棄」の項目を新設することとした。

ただ、「債権の放棄」は自治体の財産を減じる行為であり、「公平性」を確保するという観点からも、社会通念上妥当と思われる①著しい生活困窮、②破産・免責、③時効完成を主たる要件として限定的に定めることとした。

5 債権管理マニュアルの策定について

債権管理を効率的に進めていくためには、越えなければならないもう一つの重要なハードルがある。それは、第1に「債権管理条例

の制定」の項でも述べたように、それぞれの債権が、どのような法的な性格をもっているのか、言い換えれば、公債権なのか私債権なのかを明確にしなければならぬということである。公債権か私債権なのかは、法令の適用を全く異なることになるので、その区分を明確にしないと現場では対応できない。税や国民健康保険料等のように公法上の債権であることが明らかなるもの、また、各種の貸付金のように私法上の債権であることが明らかなるものは、その徴収手続きや時効の判断においてそれほど問題とはならないが、例えば「公営住宅の使用料」、「廃棄物の処理手数料」、「子ども医療費助成の返還金」、「新左近川マリーナ使用料」、「学童クラブ育成費負担金」等規定上明確にされていないものや新規の事業展開によって発生した債権で前例のないもの等についても、それがいかなる法的な性格をもった債権であるのかを特定しておくなければならない。

また、第2に本区において収入未済が増大している大きな要因の一つとして、債権管理についての知識やノウハウの蓄積が少ないことによつて債権管理に十分な対策を取ることができないという現場の実情がある。実際に、住民と直接に接する現場の第一線では「時効中断の効力を発生させる督促の形式はどうあるべきか」「主債務者と保証人との法律関係はどうか」「事業者への貸付金は

一般の民事債権なのか商事債権なのか」「時効の期間は何年なのか」また、「強制執行や訴訟の提起が必要というが、その手続きはどのようにするのか」等という現実的な問題に直面している。こうした問題意識にも適切に対応できるようにしなければ、効率的で継続的な債権管理はできない。実際、条例は作つたけれどほとんど運用されたことはないという事例も少なからずあるということ聞き及ぶにつけ、債権管理は単に条例の制定にとどまらず、それを実際に運用していくための具体的な条件整備をどのように行っていくのかということの方がはるかに困難を伴う作業であり重要なことである。

以上の理由から、債権管理の実務の手引書としての「マニュアル」を作成する必要性に迫られた訳であるが、ここでも多くの弁護士諸氏の力を借りることとなった。できるだけ簡易・明瞭で、かつ、現場の問題意識に的確に応えられるようなものという条件をつけさせていただいたところ、本誌「自治体法務研究2008春」「同2007冬」にて本区の取り組みについて論考していただいている伊東健次弁護士、内野真一弁護士を始め20人を超える弁護士が、直接現場の職員とのヒアリングに入っていたり、現場担当者の問題意識に添っていたり、ともに「債権の発生原因は条例にあるのか契約にあるのか」「期限の利益の喪失条項の有無とその意義」「保証

人としての適格性」等これまで我々がほとんど意識してこなかった債権管理の原則的な事項についても実に多くの貴重なアドバイスをいただくことができた。

こうした過程を経て完成の運びとなった「債権管理マニュアル」は、現場担当職員の実務の手引書として大いに活用されている。その詳細についてここで述べる程の紙数はないが、債権管理の実務の参考に供するために主な項目についてその概要を紹介しておくこととする(表3)。

6 債権管理に関する取り組みの成果と今後の課題について

これまで述べてきたように、本区における債権管理の効率化に向けた取り組みは、職員研修の実施、債権管理条例の制定、債権管理マニュアルの策定を基本的な柱として実施してきた。こうした試みをするることによって、果たしてどのような成果があったのか、どのような課題が残されているのかについて次に紹介することとしたい。

まず、条例制定等の効果であるが、自治法・同施行令の不十分な点を補い、強制執行や債権放棄等の債権管理に関する新しい全庁的なルールを確立したことにより、これまで各担当課に滞留していた未済債権をどのように処理していくのかについて一定の方向性を示すことができたという点にある。また、条

(表3) 「債権管理マニュアル」の概要

第1章 債権の意義・債権の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・債権の意義（自治体債権の意義） ・自治体債権の管理に関する基本法規・債権の発生（公債権、私債権の法的性質）
第2章 日常の債権管理	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳・ファイルの管理（台帳記載事項、契約関係書類、督促関係書類の保管） ・収納管理（歳入の調定、納入の通知、保証人からの納入）
第3章 債務者が履行遅滞に陥った場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・督促（督促の方法、督促の効力、保証人に対する督促） ・納付交渉（履行の請求、生活状況調査、財産調査） ・履行延期の特約 ・徴収停止 ・法的手続きによる回収（担保権実行、強制執行、訴訟等）
第4章 債務者に信用不安が生じた場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・履行期限の繰り上げ ・担保提供の請求、保証人の変更、物的担保の請求・保全処分、仮差押え
第5章 裁判所の手続きの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・民事調停 ・即決和解 ・支払督促 ・訴訟（少額訴訟を含む） ・第1審判決後の対応 ・強制執行 ・担保権の実行 ・財産開示手続き
第6章 時効管理・欠損処理	<ul style="list-style-type: none"> ・時効、時効の中断、援用 ・欠損処理、債権の免除・放棄
第7章 各種債権の管理上のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の概要 ・債権の種類 ・時効期間 ・徴収手続き ・徴収権の消滅・欠損処理

例の制定とあわせて実施した「職員研修」、実務上の指針としての「債権管理マニュアル」の策定等、債権管理を本格的に実施していくための条件整備を図ったことよって、これまで以上に速やかな債権処理が可能となった。

現在、各担当課においては、これまで滞留していた債権の洗い出しを行い、少額債権の

整理と高額案件の訴訟の提起等に向けた準備を進めており、すでに担保権の実行手続きを行い数千円円の徴収に結びついたものも出てきている。また、平成19年9月の区議会定例会においては、初めて本条例の適用により数億円にのぼる債権の放棄に関する議会報告を行うことができたところである。

一方、こうした取り組みの過程の中では、

未解決の課題や問題点も残されている。その第1は、条例の運用上の問題であるが、具体的に数例をあげると、①公債権か私債権かの分類が今だ明確化されていないものがあること、②専決処分における500万円という金額には、利息、延滞金が含まれるのか否か、③和解には債権の一部放棄が含まれるのか否か、また、債権放棄の要件である生活困窮という認定基準、行方不明者との判断基準をどこにおくのかということ等も早急に結論を出すべき課題として提起されている。

第2は、実務上・組織上の課題である。本区における私債権の管理を担当している部署は、15課24係であるがその管理方法は各担当課に任せられている。それぞれの各種貸付金は行政目的が違うとはいえ、区と住民の間には金銭の債権債務関係が発生するという点において差異はない。したがって、申請書・契約書の様式、台帳・ファイルの管理方法、保証人や物的担保の有無、債務不履行に陥った時の措置等、債権管理に関する基本事項についてはある程度統一していく必要があると考えている。また、組織的には集中管理方式とするのか個別管理方式とするのか、専門的な知識やノウハウの蓄積をどのようにしていくのかなど問題は山積している。今後、組織体制のあり方を再検討し、条例・規則及び債権管理マニュアルの改正等も視野に入れながらよりよいものに適宜改善していきたいと考

えている。

7 おわりに

これまで、本区における債権管理に関する取り組みとその中でどのように弁護士を活用してきたのかについて述べさせていだいた。債権管理や弁護士の活用というテーマについては、それぞれの自治体における行政規模や財政規模、政策判断の違い等により様々な考え方や取り組み方があることは十分了解されることである。しかし、地方分権が推進され、自己決定・自己責任による行政運営が求められている今日、債権管理のあり方を含め、各種行政活動に関しても迅速・適切な法律判断を求められる場面も少なくない。そのため弁護士の関与は今後ますます増大していくものと考えられる。

ところで、2007年6月に「自治体財政健全化法」が成立した。同法は、北海道夕張市のような財政破綻団体が出るのを未然に防止するため、普通会計だけではなく、公営企業や公社・第三セクター等の財政状況に関する指標を開示し、住民の自治体財政への関心を高め、議会の監視機能のより一層の充実に努め、議会の監視機能のより一層の充実に努め、自治体における財政健全化に向けた取り組み、透明性の確保、法令順守等が強く求められるとともに、債権管理のあり方についてもこれま

で以上にその重要度が増していくことを意味するものと推測される。

債権管理における弁護士の活用方法は、委託契約方式、顧問弁護士方式、任期付き公務員方式等いろいろの方法が考えられるが、いずれの方法を採用するにしても、単なるアウトソーシングで終わらせることなく、職員の事務能力・法務能力の向上を図ることに結び付け、地方分権の時代に相応しく自立した債権管理業務を進めていけるよう努力していくことがなによりも重要なことであると考える。

*本文中、自治体とは普通地方公共団体、自治法とは地方自治法、施行令とは地方自治法施行令をいう。

●第6号(2006年8月発売) 定価1,200円(税込)

・特集「食の安全に係る法制度」

総論——食品安全基本法を中心にして

事例にみる安全対策と生産者保護(1)

——牛海綿状脳症(BSE)の発生に伴う道内の諸対策

事例にみる安全対策と生産者保護(2)

——現地現場からの法創造プロセス・京都鳥インフルエンザ事案を教訓に

事例① 遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等を条例で規制

——政策を支援する法務組織の論理と法解釈を中心に

事例② 群馬県の食品安全行政の展開と食品安全基本条例

事例③ まるかじりできるりんごの安全性を条例で宣言

・CLOSE UP 先進・ユニーク事例

北海道栗山町議会基本条例

愛知県蒲郡市公共施設の適正な利用の確保に関する条例

江戸川区生活一時資金貸付条例

(目的)

第一条 この条例は、生活資金が一時不足する区民に対し、生活一時資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、その生活の安定を図ることを目的とする。

(貸付けの資格)

第二条 資金の貸付けを受けることのできる者は、江戸川区内（以下「区内」という。）に住所を有し、住民基本台帳に記録され、かつ、記録後三箇月以上を経過している者で、次の各号の要件を備えていなければならない。

一 災害、疾病その他江戸川区規則（以下「規則」という。）で定める理由により生活資金が一時不足する者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による扶助を受けている者及び公務員共済組合その他自己の所属する団体の共済事業就労制度による生活資金等の貸付けの対象となる者を除く。）で資金を他から借り受けることが困難であること。

二 世帯主であること。

三 現に、江戸川区母子福祉生活一時資金貸付条例（昭和四十年三月江戸川区条例第十四号）による資金（以下「母子福祉生活一時資金」という。）の貸付けを受けていないこと。

(貸付金の限度額)

第三条 資金の貸付額は、一世帯について三十万円以内とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、五十万円まで貸し付けることができる。

(追加貸付け)

第三条の二 現に資金の貸付けを受けている者は、区長が特に必要と認める場合に限り、前条に規定する貸付限度額から、現に貸付けを受けている額を控除して得た額の範囲で、追加貸付けを受けることができる。

(貸付けの申込み)

第四条 資金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより区長に申し込まなければならない。

(貸付け)

第五条 区長は、前条の申込みがあつたときは、調査のうえ、必要と認める者に対し、予算の範囲内において資金を貸し付ける。

(貸付金の利率等)

第六条 資金の貸付利率は、年一・五パーセントとする。ただし、貸付金に対する利子に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(償還期間・方法)

第七条 資金の償還期間は、貸付けの日の属する月の翌月から起算して二十五箇月以内とする。

2 償還方法は、原則として均等月賦償還とし、いつでも繰上償還することができる。

(資金の返還)

第八条 区長は、資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期限の利益を喪失させ、元利金の全額を直ちに返還させることができる。

- 一 偽りの申込み又は不正の手段により貸付けを受けたとき。
- 二 償還金の支払いを継続して怠つたとき。

(延滞金)

第九条 区長は、借受人が償還期限までに貸付金を償還しないとき、又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、償還すべき延滞元金に対し年七・三パーセントの割合をもつて、償還期限の翌日から償還当日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、貸付金に対する延滞金に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(償還の免除)

第十条 区長は、借受人が死亡その他特別の理由により貸付金の償還ができなくなつたと認められるときは、貸付金の償還未済額、利子及び延滞金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(保証人)

第十一条 資金の貸付けを受けようとする者は、原則として区内に住所を有し、次の各号の要件を備える連帯保証人一人以上を立てなければならない。

- 一 母子福祉生活一時資金の貸付けを受けていないこと。
- 二 この資金の貸付けについて他に保証していないこと。
- 三 生活保護法による扶助を受けていないこと。

2 前項の場合において、資金の貸付けを受けようとする者は、自己の立てようとする連帯保証人と、この資金の貸付けについて相互に保証をすることはできない。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

江戸川区生活一時資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区生活一時資金貸付条例（昭和四十四年三月江戸川区条例第十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付理由)

第二条 条例第二条第一号に定める貸付理由は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 本人又は同居の親族の疾病又は負傷により、治療に要する費用等に困窮するとき。
- 二 同居の子弟が、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は大学等に入学（入園）し、その入学（入園）支度等の費用に困窮するとき。
- 三 災害等により、住宅又は家財に被害を受けたとき。
- 四 本人若しくは同居の親族の結婚又は本人の営む葬祭等のため支出を要するとき。
- 五 本人又は同居の親族が、区内転居するに際し、借家又は借間の契約の費用に困窮するとき。
- 六 借家又は借間の契約更新の費用に困窮するとき。
- 七 食糧その他日常の生活必需品の購入費用に困窮するとき。
- 八 本人又は同居の親族の就職のため支出を要するとき。
- 九 本人又は同居の親族がやむを得ない理由により、旅行するため支出を要するとき。
- 十 前各号に定めるもののほか、区長が貸付けを必要と認めるとき。

第三条 条例第三条ただし書に定める区長が特に必要と認める場合とは、前条第一号から第六号までの規定のいずれかに該当する場合をいう。

第三条の二 条例第三条の二に定める区長が特に必要と認める場合とは、資金の償還期間中に更に資金の借受けを必要とする緊急の理由が生じた場合をいう。ただし、正当な理由なく資金の償還が滞っている者については、この限りでない。

(貸付けの申込み)

第四条 条例第四条の規定に基づく貸付けの申込みは、別記第一号様式の申込書による。

2 前条による申込みをしようとする者は、第一項の申込書に事実を明らかにする書類を添えて区長に提出しなければならない。

(貸付決定通知)

第五条 区長は、前条に規定する貸付けの申込みがあつたときは、貸付けの資格要件等について審査のうえ、貸付けをするものと決定したときは、別記第二号様式の通知書により申込者に通知する。

2 区長は、貸付けをしないものと決定したときは、別記第三号様式の通知書により申込者に通知する。

(資金の交付)

第六条 前条の規定に基づく貸付決定の通知を受けた申込者は、別記第四号様式の借用証書に本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の借用証書の提出があつたとき資金を交付する。

(償還の免除理由)

第七条 条例第十条に規定する特別の理由とは、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による生活扶助を受けることとなったとき。
- 二 区長がやむを得ないと認めたとき。

（償還の免除申請）

第八条 償還の免除を受けようとする借受人は、別記第五号様式の申請書に償還の免除を必要とする事項を証する書類を添付して、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、償還の免除を決定したときは、別記第六号様式の通知書により、償還を免除できないと決定したときは、別記第七号様式の通知書により、申請者に通知する。

（資金の返還）

第八条の二 区長は、借受人について、条例第八条各号のいずれかに該当する事由があるときは、借受人及びその連帯保証人に対し、期限の利益を喪失させ、一括返還させる旨の通知をしなければならない。

- 2 条例第八条第二号に規定する償還金の支払いを継続して怠ったときとは、六箇月以上怠った場合とする。

（届出事項）

第九条 借受人（本人死亡の場合は、相続人。）は、次の各号の一に該当するときは、別記第八号様式の届出書によりすみやかに区長に届け出なければならない。

- 一 借受人又は保証人が住所若しくは氏名を変更したとき。
- 二 借受人又は保証人が死亡したとき。
- 三 保証人を変更したとき。

（報告等）

第十条 区長は必要と認めたときは、借受人に報告を求め、また必要な指示をすることができる。

（委任）

第十一条 この規則の施行について必要な事項は、別に区長が定める。